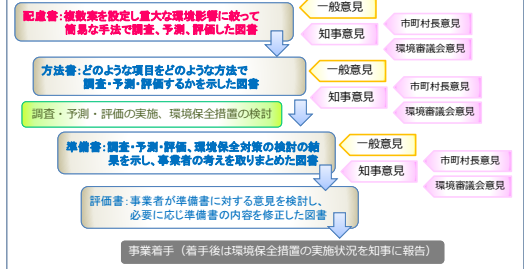


環境影響評価制度及び事業概要等について (山辺・県北西部広域環境衛生組合 ごみ処理施設建設事業)

1. 環境影響評価制度

環境影響評価制度とは、事業者が、開発事業の内容を決めるにあたって、それが環境に及ぼす影響について、予め事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方や行政の意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくことを目的とした制度です。

■県条例に基づく手続きフロー



配慮書について

事業への早期段階における環境配慮を可能にするため、第1種事業を実施しようとする者が、**事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた図書** (環境省「環境アセスメント制度のあらまし」)

- 平成23年 4月 環境影響評価法の一部を改正する法律(配慮書手続き規定)
- 平成25年 4月 改正環境影響評価法施行
- 平成25年10月 奈良県環境影響評価条例の一部を改正する条例 公布 (配慮書手続き規定)
- 平成27年 4月 改正奈良県環境影響評価条例施行

配慮書について

配慮書手続きの要点

- ①事業における**複数案**の設定
 - ②当該事業における**環境の保全のために配慮されるべき事項** (計画段階配慮事項)の検討
- 複数案とは、「事業目的が達成可能な事業、施策又はそれらの組合せで、**現実的に実施可能な案**」
 - 事業実施による重大な環境影響の回避・低減を図るために、**位置・規模又は配置・構造に関して複数案から1案に絞り込むプロセスの1つとして環境面の検討を行うもの。**
 - 基本的には**既存資料**により、調査、予測、評価を実施

※施設の設置、稼働に係る各影響評価項目は、準備書以降にて調査手法の検討、調査、評価を実施

(今回審議いただく内容について)

配慮書	方法書	準備書	評価書
<ul style="list-style-type: none"> 事業計画 (事業目的、事業内容) 複数案の設定 計画段階配慮事項の設定 (既存資料による、調査、予測、評価) 	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画 (事業目的、事業内容) 関係法令の整理 地域の概況 (既存資料による) 自然的状況 (大気、水質等)の整理 社会的状況 (人口、産業、土地利用等)の整理 評価項目の選定 調査、予測及び評価の方法 	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価の結果 調査結果 予測結果 評価結果 環境保全措置 事後調査 総合評価 	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価の結果 調査結果 予測結果 評価結果 環境保全措置 事後調査 総合評価
配慮書の知事意見	方法書の知事意見	準備書の知事意見	

2. 事業概要

(1) 経緯等	
山辺・県北西部広域環境衛生組合は県北西部の2市7町1村で構成されており、組合構成市町村内で発生するごみを安定的かつ効率的に処理する焼却施設(可燃ごみ処理)および粗大・リサイクル施設(不燃・粗大及び資源ごみ処理)を整備することを目的として、天理市が都市計画としてごみ処理施設を計画するものである。	
(2) 事業者名	
天理市 (都市計画決定権者)	
(3) 事業名	
山辺・県北西部広域環境衛生組合 ごみ処理施設建設事業	
(4) 事業区域	
焼却施設	天理市岩屋町459番2 外2筆
粗大・リサイクル施設	天理市樺本町3235番1 外46筆
(5) 事業面積	
焼却施設	約2.5ha (うち施設建設用地約1.3ha)
粗大・リサイクル施設	約2.2ha

